

横浜市港湾局土木工事週休2日等確保適用工事（発注者指定）の実施に伴う  
増額補正について

1 港湾工事の場合

- (1) 港湾土木請負工事積算基準の間接工事費率を適用した工事を対象とする。
- (2) 対象工事について、4週8休以上が確保できた場合（達成率が100%）は、以下の方法により、設計変更を行う。
- ア 労務単価（港湾5職種※1除く）に補正係数1.05を乗じる。
- イ 港湾市場単価は、標準市場単価に表に示す補正係数を乗じる。ただし、補正対象外職種※2が含まれる工種の補正は行わない。
- ※1 港湾5職種：高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員
- ※2 補正対象外職種：港湾5職種

港湾市場単価補正係数

工 種		市場単価補正係数
1	底面工	1.04
2	マット工	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	補正しない
19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
20	防砂目地板取付工（水中施工）	補正しない
21	吸出し防止工	補正しない
22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
23	ペトロラタム被覆	補正しない
24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工）	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	補正しない
26	かき落とし工	補正しない
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
28	汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
29	灯浮標設置・撤去	補正しない
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05

## 2 土木工事の場合

- (1) 土木工事標準積算基準の間接工事費率を適用した工事を対象とする。
- (2) 対象工事について、4週8休以上が確保できた場合は、以下の方法により、設計変更を行う。

労務費1.05、機械経費（賃料）1.04、共通仮設費率1.04、現場管理費率1.06を乗じる。

土木工事標準単価は、「4週8休以上」の補正を適用した単価を計上する。

## 3 異なる積算基準が含まれている場合の取扱い

港湾工事で土木工事標準積算基準の工種が含まれている場合又は土木工事で港湾土木請負工事積算基準の工種が含まれている場合の増額補正は、次表のとおりそれぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

		港湾工事		土木工事	
		土木工事標準積算基準	港湾土木請負工事積算基準	土木工事標準積算基準	港湾土木請負工事積算基準
4 週 8 休 以 上	労務費	1.05	1.05 (※)	1.05	1.05 (※)
	機械経費（賃料）	1.04	—	1.04	—
	共通仮設費率	—		1.04	
	現場管理費率	—		1.06	

※ 補正対象外職種：高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員